

労働行政

厚生労働省が建築物解体時の石綿ばく露防止指針を発表

厚生労働省は五月九日、建築物の解体作業で労働者が石綿(アスベスト※)へのばく露を防ぐための指針を公表した。

石綿による健康障害予防対策については、労働安全衛生法の「石綿障害予防規則」で定められているものの、作業現場では必ずしも徹底されていない。厚生労働省と環境省が二〇一一年度に解体現場で行ったモニタリング調査によると、建材から石綿を除去するために設けられた作業場所から、粉じんが漏れた事例が複数報告されている。

今後、東日本大震災の被災地で、建築物の解体作業が本格化することから、石綿へのばく露予防策の徹底が急がれる。厚生労働省では、有識者による「建築物解体時の石綿ばく露低減方策に係る検討会」を設置し、これまで検討を行ってきた。今回策定された指針では、検討会の報告内容にある技術的事項を踏まえ、より具体的な対策を示している。

四項目の具体措置を提示

指針は主に①事前調査②吹き付けられた石綿等の除去に係る措置③石綿含有成形板等の除去に係る措置④石綿含有シール材の取り外しに係る措置の四項目に分かれる。

「石綿障害予防規則」では、解体作業などを行う際、事業者はあらかじめ石綿の使用の有無を目視や設計図書で確認し、その結果の記録、掲示することが定められているが、指針ではこの確認作業に当たる作業員について、「一定の知見を有し、的確な判断ができる者」が行うことを定めた。具体的には、石綿作業主任者技能講習修了者のうち、石綿の除去作業の経験がある者や日本アスベスト調査診断協会に登録された「アスベスト診断士」などを想定している。

スレートボードなど成形板などについて、使用の有無を確認する場合は、国土交通省や経済産業省が公表する「アスベスト含有建材データベース」などで製造企業が提供する各種情報を活用することも盛り込まれた。

目視や設計図書で確認しても含有の有無がわからない場合に行う分析調査についても、社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業(石綿分析に係るクロスチェック事業)」により認定されるAランクまたはBランクの認定技術者など「十分な経験及び必要な能力を有する者」が行うこととされた。

建物が補修されていたり、増改築されている場合など、複数回の吹き付けが疑われる場合は、吹き付けが行われている場所ごとにサンプルを採取して、それぞれの場所ごとに分析を行うこともうたわれている。

壁、柱、天井など吹き付けられた石綿を除去する作業は、集じん・排気装置が備え付けられ、他の作業場から隔離された空間で行うことが定められている。この「隔離空間」については、内部の気圧を外よりも低く保つため、作業に支障のない限り小さく設定することや外部へ石綿が漏れ出すことを防止するため、プラスチックシートで密閉し、床面は破れることがないよう二重張りにもすることも求めた。さらに集じん・排気装置は内部にフィルタを組み込んだものにするるとともに、隔離空間の内部の容積の空気を一時間に四回以上排気する能力があるものとしている。

隔離空間から退出する時は、エアシャワーなどで身体に付着した粉じんを十分に洗い流し、外部に運び出さないようにすることも盛り込んだ。

除去作業を行う際は、あらかじめ粉じん飛散防止処理剤を散布し、湿潤化することで、粉じんの飛散を防止することも規定した。

粉じんが飛び散りにくいとされる成形板であっても、適切に取り扱わないと高濃度の石綿にばく露する恐れがあることから、今回その取り扱い方も決

めた。大ききから運搬に支障をきたすなどやむを得ない場合を除いて破砕しないことや、作業前に適量の水や薬剤により湿潤化すること、粉じんの飛散防止や関係者以外の入場を制限するため、作業場所の周囲を養生シートなどで囲うべきことも盛り込んでいる。

配管などのつなぎ目で用いられる石綿含有のパッキンなどシール材の取り外しを行う場合も、作業前に湿潤化し、破損させないようにすることとし、さらにシール材が固まっている場合は、グローブバッグで隔離することも求めた。厚生労働省は五月九日、関係事業者団体などにあて、会員企業に対し指針を周知するよう労働基準局長名で要請文書を送付した。

※石綿(アスベスト)
クリソタイルやクロシンドライトなど目に見えないほど細かい繊維状の鉱物の総称。摩擦に強く、耐熱性、断熱性にもすぐれていることから、わが国でも明治期から輸入が始まり、高度経済成長期には年間三〇万トンを超える量が消費された。

しかし、大量に吸入すると石綿肺や肺ガン、中皮腫など呼吸器系の疾患を引き起こすことから、七〇年代から有害性が問題視されるようになり、段階的に使用規制が強められた。二〇〇四年にはアスベストを一〇以上含む製品の製造、使用が原則禁止され、さらに二〇〇六年にはこの基準が〇・一%以上に引き上げられた。現在では使用量はほぼゼロとなったものの、一九九五年以前に建てられた建築物には吹き付け材やスレートボードなどに依然残っている可能性がある。

(調査・解析部)